

パブリックコメント等を踏まえた都市農業振興基本計画（案）の 主要修正箇所

はじめに

（前略）

このような農業政策及び都市政策の双方の方向転換の下で、都市農業と都市住民との新たな関係を育て、深化させつつ、都市農業者や都市住民、関係行政機関や農業団体等が連携して都市農業の振興及び都市農地の保全を図るべき対象を明確にした上で、それらの安定的な継続に向けた施策を充実させることが必要となる。

第 1 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針

4 都市農業振興に関する新たな施策の方向性

（1）都市農業の担い手の確保

（担い手の確保については、）いずれのパターンであれ、担い手が誇りを持って農業を営み、その結果都市農業が多様な機能を発揮しながら安定的に継続されていくことが最も重要である。

第 2 都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保

（3）経営展開のための技術及び知識の普及指導

（前略）

一方、技術及び知識の習得には、先駆的な農業者による指導や、農業者同士の意見交換等も効果的と考えられることから、都市農業者間のネットワークの構築に向けて、地方公共団体や農業団体等が中心的な役割を担うことも期待される。

（4）関連諸制度についての情報提供

（前略）

都市農地の保全及び都市農業の継続を図るためには、相続税納税猶予制度の適用や生産緑地の指定等、都市農業・都市農地に関する関連諸制度の活用が重要であるが、これらの制度については、農地所有者や農業関係者に必ずしも十分に理解が浸透している状況とは言い難い。

このため、農業団体等と連携し、生産緑地、特定農地貸付け、市民農

園、税制等の都市農業に係る諸制度について、周知を図るための分かりやすい資料の充実を図る。また、これらを用いて、地方公共団体や関係機関等において、農地所有者や実務に携わる行政機関や農業団体の関係者、税理士等を対象とした説明会を開催すること等により、制度の内容や必要性を伝える取組を促進する。

5 農産物の地元での消費の促進

(前略)

このほかにも、旬の農作物をいただくこと、長距離の輸送を必要としないことによる環境負荷の低減、伝統野菜の生産を通じた歴史・文化の保存や郷土愛の涵養など、多くの利点があることから、農産物の地元での消費の促進に向けて、以下の施策を推進することとする。

(4) 学校給食等における地元産の農産物の利用の推進

① 生産者と関係者との連携の強化等

(前略)

このため、生産者、学校関係者、食材納入事業者等の関係者が連携して行う、学校給食の調理の実態を踏まえた規格・処理基準の作成、農業団体等も関与した地域ぐるみでの運搬・納入体制や不作時の補完体制を含めた安定的な供給体制の整備等の取組を推進する。

8 国民の理解と関心の増進

(1) 都市農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動

(前略)

このような観点から、地方公共団体や都市農業者、農業団体等が行う、マスコミやインターネット等を通じた広報活動を推進するとともに、都市農業に関する制度や施策を紹介するシンポジウムをはじめとした全国的啓発活動に取り組む。

第3 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 地方計画の策定について

(前略)

計画の策定に当たっては、農業部局、都市計画部局のみならず、財政部局等の関係部局との連携が極めて重要である。このため、国の基本計画や新たな都市農業振興制度も参考とし、都道府県及び市町村による地方計画が可能な限り早期に作成され、関連する施策との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策が推進されるよう、国から積極的に働きかけるとともに、必要な情報の提供等適切な支援を行う。